

## 財政状況資料集について(令和6年度)

地方財政が依然として厳しい状況にある中、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、自らの財政状況について、より積極的に、分かりやすく情報を開示することが求められています。

そのため、各地方公共団体において、各年度における普通会計の財政状況や、他団体と比較可能な指標を用いた財政運営上の課題についての比較分析情報などを体系的にまとめた「財政状況資料集」を作成、公表しています。

岡崎市においては、この「財政状況資料集」の作成及び公表をすることで、市民の皆様にも本市の財政状況を知っていただく機会を作り、より開かれた財政運営に努めています。また、これらの財政指標を分析し、今後の財政運営に活かすことで、健全な財政運営に努めていきます。

### \*\*\* 財政状況資料集の見方、用語の意味及び留意事項 \*\*\*

☆「財政状況資料集」は地方財政状況調査等を基に作成されています。数値ごとに四捨五入を行っているため、縦横の合計が一致しない場合があります。

☆「財政比較分析表」、「経常経費分析表」、「性質別歳出決算分析表」及び「目的別歳出決算分析表」の「分析欄」は、各指標の数値を類似団体と比較分析して記載しています。

☆比較分析の対象となる類似団体は、総務省作成の「類似団体別市町村財政指数表」の類型に準拠しており、全国の中核市62団体を類似団体としています。

☆愛知県及び総務省のホームページにおいて、他団体の「財政状況資料集」を閲覧できます。

※ 愛知県総務部市町村課の「財政状況資料集」関連ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shichoson/0000061122.html>

※ 総務省の「財政状況資料集」関連ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/jyoukyou\\_shiryou/index.html](https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/jyoukyou_shiryou/index.html)

☆「財政状況資料集」で用いられる主な用語の意味は、次のとおりです。

普通会計	地方公営事業会計以外の会計を一つの会計として取りまとめたもので、地方財政統計上統一的に用いられている会計区分です。
地方公営事業会計	地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称です。
実質収支	歳入歳出差引の額から、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものです。
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度のみを把握するものです。
実質単年度収支	歳入歳出の中の実質的な黒字要素及び赤字要素を差し引いた場合の単年度収支を把握するもので、「単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還金－財政調整基金取崩し額」により求めた額です。
債務負担行為	数年度に渡る建設工事、土地の購入等の翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為です。地方自治法第214条及び第215条で、予算の一部を構成するものと規定されています。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。
減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てるための基金です。
その他特定目的基金	財政調整基金及び減債基金以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金です。具体的には、社会福祉の充実のための基金、公園施設の整備のための基金などがあります。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する比率です。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に必要な一般財源の、地方税等の経常的な一般財源収入等に対する比率です。この比率が低いほど、弾力的な財政運営が可能な団体であるといえます。
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源(一時借入金利子等を含む。)の一般財源総額に対する比率です。
標準税収入額等	地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額に、地方譲与税などを加えた税収入等の総額です。

標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えた額です。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいこととなり、財源に余裕があるといえます。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。
留保財源	基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入していますが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、普通交付税の算定上は捕捉されず、地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれています。留保財源率は税収見込額の25%とされています。
基準財政需要額	普通交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。
健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図ることとされています。健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該地方公共団体の財政状況を客観的に表す意義を持っています。
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率です。

<p>実質公債費比率</p>	<p>地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。地方債の償還額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標といえます。この比率は、地方債の発行に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられ、この比率が一定の数値を超えると、地方債の発行に際し、総務省の許可が必要となります。</p> <p>※ 標準財政規模を基本とした額…標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額です(将来負担比率において同じ)。</p>
<p>将来負担比率</p>	<p>地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。</p>
<p>資金不足比率</p>	<p>地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。</p>
<p>早期健全化基準</p>	<p>地方公共団体が、財政収支の不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、定められた数値です。</p>
<p>財政再建基準</p>	<p>地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。</p>
<p>経営健全化基準</p>	<p>地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。</p>

財政健全化計画	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未達とすること(実質赤字額がある場合は、歳入と歳出の均衡が実質的に回復すること)を目標として定める計画をいいます。
財政再生計画	健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未達とすること(実質赤字額がある場合は、歳入と歳出の均衡が実質的に回復すること)を目標として定める計画をいいます。
経営健全化計画	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業を運営する地方公共団体において、資金不足比率について最小限度の期間内に経営健全化基準未達とすることを目標として定める計画をいいます。
ラスパイレス指数	地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。
債務償還可能年数	将来負担額から充当可能基金等を控除した実質的な債務が償還財源の何年分あるかを示す指標です。債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。

☆「財政状況資料集」の中の「財政比較分析表」で用いられる「人口1人当たり人件費・物件費等決算額」及び「人口千人当たり職員数」の定義は、次のとおりとなっています。

・人口1人当たり人件費・物件費等決算額

令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口1人当たりの人件費(事業費支弁人件費は含み、退職金は含まない。)、物件費及び維持補修費の合計額となっています。

・人口千人当たり職員数

令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口1,000人当たりの職員数となっています。ただし、職員数は令和6年4月1日現在の職員数となっています。

☆「経常経費分析表」における各比較・分析は、次の基準に基づいて行っています。

・人件費及び人件費に準ずる費用の分析

性質分類上の人件費だけではなく、補助費等に含まれる公営企業(法適)等に対する繰出金のうち人件費相当分など、人件費に準ずる費用も含めたトータルの実質的な人件費の数値を基に、過去5年間の時系列で類似団体の数値と比較・分析を行っています。

・公債費及び公債費に準ずる費用の分析

実質公債費比率の考え方に従い、性質分類上の公債費に加え、公債費に準ずる経費も含めた数値を基に、過去5年間の時系列で類似団体の数値と比較・分析を行っています。

・普通建設事業費の分析

単独事業分の内訳を含め、人口1人当たりの決算額について、過去5年間の時系列で類似団体の数値と比較を行っています。

☆「性質別歳出決算分析表」及び「目的別歳出決算分析表」で用いられる「住民一人当たりのコスト」の定義は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口1人当たりの決算額となっています。